

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月
昭和49年4月から国民年金に加入し、継続して保険料を納付しているのに、昭和59年10月のみが国民年金の未加入期間となっている。
私も家族も資格喪失の手続をしたことは無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者諸記録票により、申立人は、申立期間前後の期間において、国民年金保険料を3か月ごとに納付期限内に納付していることが確認でき、昭和60年1月に申立期間を除く59年11月及び同年12月の2か月の保険料のみを納付することは不自然と考えられる。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立期間直後である昭和59年11月から60年3月までの国民年金保険料は、同年6月に未納から納付済みに記録追加されるなど、行政側の記録管理に不適切な取り扱いがあった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失に係る記録を昭和41年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月26日から同年7月21日まで

昭和34年にA事業所に入社し、41年当時同事業所から関連事業所であるB事業所に異動した記憶があり、継続して勤務していた。

厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA事業所及びB事業所の給料支払明細書、元事業主からの回答文書及び同僚の証言から、申立人が申立期間において、A事業所から関連事業所であるB事業所に異動して継続勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書及び昭和41年5月の社会保険事務所の記録から3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は確認できる関連資料が無いことから不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から54年3月まで

国民年金の加入時期は憶えていないが、国民年金保険料を納め始めてからしばらくして、特別な措置で未納保険料が納付できるという案内と納付書が送られて来た。母親に相談したところ、将来のことを考えて払った方がいいと言われて、私の預金口座から何十万円の現金を引き出して、20歳からの未納保険料を一括して納付した。

申立期間の保険料が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人から聴取しても、保険料を一括して納付したとする時期、納付場所、納付金額等についての記憶が明確ではなく、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年9月ごろに払い出されており、申立人はこのころに国民年金に加入したと推認でき、この時点は第3回目の特例納付が実施されていた時期であったが、申立人が当時居住していた市は、「第3回目の特例納付期間における特例納付勧奨は、国民年金保険料の未納者を市役所の支所又は出張所に呼び出し、納付相談を行い、その際特例納付相談票で納付を勧奨していた。また、当時、特例納付の納付書を常置し、発行していた。」と回答しているところ、申立人は、同市（支所、出張所）に行つて納付相談を行った記憶は無い上、納付案内とともに納付書が送られてきたとする申立内容に不自然な点が見受けられる。

さらに、昭和62年5月に申立人が転入した町が保管する国民年金被保険者名簿及び特殊台帳によると、申立人の申立期間の国民年金保険料は未納とさ

れており、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 417

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 1 日から同年 7 月 15 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A事業所に勤務していた申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

しかし、同社に勤務していた昭和 31 年 2 月 1 日から同年 7 月 14 日までの期間のうち、入社後 3 か月間は見習期間のため、厚生年金保険に加入していなかったが、4 か月目の同年 5 月から健康保険証を渡された記憶があり、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 31 年 5 月 1 日から同年 6 月 30 日までの期間について、A事業所は、人事関係書類を既に廃棄していることから、当該期間における申立人の勤務状況について不明としている。

また、申立人が記憶している同僚 3 人のうち、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該期間における加入記録があるのは既に死亡している 1 人のみであり、その他の 2 人については、被保険者名簿に加入記録が無い上、連絡先が不明のため、同事業所における勤務状況を確認することはできない。

さらに、上記の被保険者名簿により、当該期間においてA事業所に勤務していたことが確認できる従業員 3 人のうちの 2 人は、申立人についての記憶が無いとしており、残りの 1 人は、申立人についての記憶が明確でないとしている。

加えて、上記の被保険者名簿の中に、申立人の氏名は確認できず、当該期間

に係る健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものととは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 2 申立期間のうち、昭和31年7月1日から同年同月15日までの期間については、A事業所から提出された失業保険被保険者資格取得確認通知書及び同資格喪失確認通知書に記載されている申立人の失業保険に係る被保険者資格取得日（昭和31年7月1日）及び同資格喪失日（昭和31年11月1日）により、申立人が、同事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、上記の資格取得確認通知書により、申立期間及びその前後の期間に失業保険資格を取得していることが確認できる24人のうち、申立人を含む4人は、A事業所における厚生年金保険の加入記録が同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に見当たらないことから、同事業所は、一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがわれる。

また、申立人は、A事業所を退職後、別の事業所に再就職するまでの間、失業保険金を受給した記憶があるとしているところ、上記の失業保険被保険者資格取得確認通知書及び同資格喪失確認通知書により確認できる失業保険被保険者期間は、昭和31年7月1日から同年10月31日までの4か月間であり、当時の失業保険金の受給要件（被保険者期間6か月以上）を満たしていないことから、申立人が失業保険金を受給したとは考え難い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月 1 日から 61 年 5 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A事業所に勤務していた申立期間について、標準報酬月額の記録が、記憶している給与支給額に見合う標準報酬月額より低いことが分かった。

このため、申立期間に係る標準報酬月額の記録が給与支給額に見合うものとなるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の関連会社であるB事業所から提出されたC健康保険組合（平成20年8月解散）の健康保険被保険者台帳の写しに記載されている申立人の標準報酬月額は、昭和41年6月から48年7月までの期間及び49年11月から61年4月までの期間については、社会保険庁の記録と同額となっており、48年8月から49年10月までの期間については、当該記録より低額となっている。

また、A事業所から提出された申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（控）の写しには、申立人の資格喪失時（昭和61年5月1日）における標準報酬月額が26万円と記載されており、社会保険庁の記録と一致している。

さらに、上記の健康保険被保険者台帳の写しには、申立人が、申立期間中の昭和43年11月、45年8月及び60年4月から61年4月までの期間について、健康保険の傷病手当金を受給した記録があり、このうち当該手当金の支給額が記載されていない43年11月を除く期間について、当該手当金の支給額を基に算出した標準報酬月額は、いずれも、社会保険庁の記録と一致している。

加えて、A事業所の社会保険関係事務担当者は、申立期間当時における賃金台帳等の資料を廃棄していることから、申立人の給与支給額及び保険料控除額について不明としているものの、「申立人のような運転手は、基本給以外に歩合による手当が支給され、月ごとに給与支給額が相当増減しており、特に、標準報酬月額算定の対象となる期間（毎年5月から7月まで）は、貨物量が少なく、年間で最も給与支給額が低くなることから、標準報酬月額を実際の給与支給額よりも低いと感じる可能性がある。」と証言している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月1日から26年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間当時に勤務していたA事業所における加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、昭和24年3月に同事業所に入社してから平成3年7月1日に退職するまで継続して同事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA事業所から提出された退職者台帳により、申立人が、申立期間当時、同事業所B出張所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録では、A事業所B出張所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同事業所同出張所において厚生年金保険被保険者の資格を取得した昭和26年10月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、社会保険庁の記録により、A事業所B出張所では、厚生年金保険の新規適用事業所となった際、申立人を含む13人が被保険者資格を取得しているが、このうち、同事業所同出張所の直前に勤務していた事業所が同事業所C出張所と確認できる申立人以外の同僚2人についても、同事業所B出張所において、被保険者資格を取得するまでの期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

さらに、A事業所は、申立期間当時、同事業所の各出張所が、別個に給与計算及び厚生年金保険料の控除を行っていたが、厚生年金保険関係の資料を廃棄していることから、保険料の控除について不明としている上、申立人及び同僚が記憶している経理担当者各1人（計2人）は、連絡先が不明又は既に死亡し

ているため、申立期間当時における厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 8 年 3 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
② 平成 13 年 1 月 1 日から 15 年 2 月 1 日まで

A事業所の代表取締役として勤務し、報酬支給額に変更はなかったにもかかわらず、申立期間①及び②について標準報酬月額が減額訂正されているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA事業所は、平成 9 年 11 月 27 日に適用事業所に該当しなくなっており、同日に、申立人の 8 年 3 月から同年 11 月までの標準報酬月額が、59 万円から 12 万 6,000 円に減額訂正され、また、同事業所はその後、平成 11 年 11 月 1 日付けで、再び適用事業所となり、申立人の標準報酬月額は 28 万円となっていたところ、15 年 2 月 1 日に再び適用事業所に該当しなくなっており、その直後の同年 2 月 10 日付けで、申立人の 13 年 1 月から 15 年 1 月までの標準報酬月額が、28 万円から 10 万 4,000 円に減額訂正されていることがそれぞれ確認できる。

しかしながら、申立人は、「事業所は最初の社会保険の適用期間中に社会保険料を滞納していたが、二度目の新規適用から全喪するまでの間に社会保険料の滞納はなかった。」と述べているところ、社会保険事務所が保管するA事業所に係る滞納処分票によると、申立人及びその妻が社会保険事務所の職員と申立期間②の滞納保険料に係る納付方法について、話し合いを行ったとする記載が確認できることから、申立人は、当該期間当時、同事業所が厚生年金保険料を滞納していたことについて認識していたことがうかがわれる。

さらに、社会保険事務所において、申立期間①及び②に係る健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届、申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者報

酬月額変更届の写しが保管されており、当該書類には申立人が務めていたA事業所の代表取締役の印鑑が押されていることが確認できる。

これらのことから、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理が行われたとは考え難く、申立人は、自らの標準報酬月額の減額に同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 421(事案 248 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月5日から25年2月2日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については、脱退手当金を受給しているという説明を受けたが、脱退手当金を請求し、受け取った記憶が無い。
今回、新たな資料は無いが、申立期間当時勤務していた事業所を再度調査し、申立期間について厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が勤務していた事業所において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日前後3年以内に資格喪失した女性で、脱退手当金の受給要件を満たしていた46人のうち26人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち22人が厚生年金保険被保険者資格喪失日の6か月以内に脱退手当金の支給決定が行われていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から1か月以内に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年1月8日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時勤務していた事業所を再度調査の上、事実関係を確認してほしいと主張し、当委員会では当該事業所を再度調査するとともに、申立人から新たに氏名の挙がった同僚から証言を得たが、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月から 46 年 2 月 3 日まで
申立期間において、A事業所に勤務していたので、同期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時、A事業所に勤務していたことは、同事業所の元事業主及び申立人と一緒に勤務していたとする複数の同僚の証言から推認できる。

しかしながら、A事業所の元事業主は、「申立期間当時の事業主であった私の父は既に死亡している上、申立期間当時の事務担当者も死亡しているため、何も分からない。また、申立人の厚生年金保険の加入手続を行ったかどうか資料が無く不明である。」と述べており、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

また、申立期間当時、申立人と一緒にA事業所で勤務していた同僚は、「昭和 41 年 4 月に入社したが、厚生年金保険の加入は 46 年 12 月であった。入社してから約 5 年 8 か月後に厚生年金保険に加入したことについて、会社から説明は無かった。」と証言しているところ、同事業所は昭和 38 年 6 月 1 日に適用事業所となっていることから、当時、同事業所では、社員の厚生年金の加入手続について、一定期間は行わない取扱いとしていた可能性がうかがわれる。

さらに、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に申立人の氏名は無く、健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 423 (事案 44 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月から同年 8 月まで

申立期間当時、A事業所に勤務していた。

給与明細書等はないが、一緒に働いていた同僚も厚生年金に加入しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

今回、新たな資料として古いノートに記載したメモが見つかったので、同メモを提出する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは、一緒に働いていたとする同僚の証言から確認できるが、社会保険事務所が保管する同事業所の厚生年金保険被保険者名簿の中に申立人の記録は無く、同名簿の健康保険被保険者番号の欠番も見当たらない上、厚生年金保険料の控除を推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 4 月 15 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として、A事業所から別の事業所の建設現場に派遣されていたことを記録したメモが見つかったとして同メモを提出しているが、同メモから新たな保険料控除を示す記載は見当たらない上、A事業所に勤務していた元従業員から聴取しても、申立人が事業主から保険料を控除されていたことをうかがわせる証言を得ることができず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
A事業所B病院に、昭和 44 年 1 月から非常勤医として、その後、同年 4 月 1 日から同年 8 月 31 日まで常勤内科医として勤務していた。しかし、社会保険庁の記録によると、常勤内科医として勤務していた申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、同期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA事業所（現在は、C事業所）B病院に勤務していたことは、申立期間当時一緒に勤務していた複数の同僚の証言から推認できる。

しかしながら、C事業所は、臨時的雇用の非常勤職員については、厚生年金保険に加入させていなかったと回答している上、社会保険事務所が保管するA事業所の申立期間当時の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に申立人の氏名は無く、健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。